

秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正することについて

秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

公共下水道事業の健全な経営を維持し、良質なサービスを安定的に提供できるよう、計画的に行う必要がある下水道施設の更新を進めるうえで必要な財源の確保及び社会経済情勢の変化に左右されにくい使用料体系へと移行していくことを目的として、公共下水道使用料の額を引き上げるため、改正するものがあります。

秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例

秦野市公共下水道使用料徴収条例（昭和55年秦野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表一般汚水の部基本額の項使用料の欄中「365円」を「500円」に改め、同表公衆浴場汚水の部基本額の項使用料の欄中「2,310円」を「2,445円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
（新旧使用料の区分に係る市長による算定）
- 2 この条例の施行の日以後最初に行われる下水道使用料の算定については、市長の定めるところによる。

秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正することについて

1 改正の目的

使用料算定期間（令和5年度～令和8年度）内における資金不足の解消を図ることに加え、使用料体系が持つ課題を是正していくために次の三つの視点で下水道使用料の改定を行い、施設の大量更新時代に向けて安定的な経営基盤の構築を図るものです。

- ① 基本額による固定費回収率の向上
- ② 逓増度の抑制
- ③ 基本水量のあり方及び水道料金との整合

2 使用料改定のポイント

事項	内容
改定率	平均5%の引き上げ
基本水量	4 m ³ /月を継続
基本額	365円⇒500円(+135円)
加算額	据置き
施行日	物価高騰等の影響に配慮し令和5年10月1日

3 使用料改定の効果

	改定前(税抜き)	改定後(税抜き)	効果額
使用料算定期間内における使用料収入見込み	約82.8億円	約86.3億円	+約3.5億円

4 単身世帯及び標準世帯における使用料比較（1か月当たり）

	改定前 (税込み)	改定後 (税込み)	差額
8 m ³ /月	886円	1,034円	+148円
20 m ³ /月	2,470円	2,618円	+148円

5 使用料改定前後における県下各市との比較（月 20 m³：税抜き額）

No.	団体名	下水道 使用料	下水道 使用料順	水道 料金	水道 料金順	合計	合計順
1	秦野市 (現行)	2,245 円	16	1,700 円	2	3,945 円	2
	↓						
	改定案	2,380 円	16	1,880 円	2	4,260 円	9
2	横浜市	1,850 円	5	2,738 円	18	4,588 円	17
3	川崎市	1,960 円	9	2,110 円	5	4,070 円	4
4	横須賀市	2,221 円	15	2,390 円	17	4,611 円	18
5	平塚市	1,850 円	5	2,281 円	6	4,131 円	7
6	鎌倉市	2,093 円	13	2,281 円	6	4,374 円	13
7	藤沢市	2,003 円	10	2,281 円	6	4,284 円	10
8	小田原市	2,398 円	18	2,050 円	4	4,448 円	16
9	茅ヶ崎市	1,708 円	2	2,281 円	6	3,989 円	3
10	逗子市	1,952 円	8	2,281 円	6	4,233 円	9
11	相模原市	1,851 円	7	2,281 円	6	4,132 円	8
12	三浦市	2,770 円	19	3,120 円	19	5,890 円	19
13	厚木市	1,795 円	4	2,281 円	6	4,076 円	6
14	大和市	2,084 円	12	2,281 円	6	4,365 円	12
15	伊勢原市	2,141 円	14	2,281 円	6	4,422 円	14
16	海老名市	1,794 円	3	2,281 円	6	4,075 円	5
17	座間市	2,395 円	17	2,044 円	3	4,439 円	15
18	南足柄市	1,618 円	1	1,450 円	1	3,068 円	1
19	綾瀬市	2,081 円	11	2,281 円	6	4,362 円	11

※ 水道料金は口径 13mm で算出

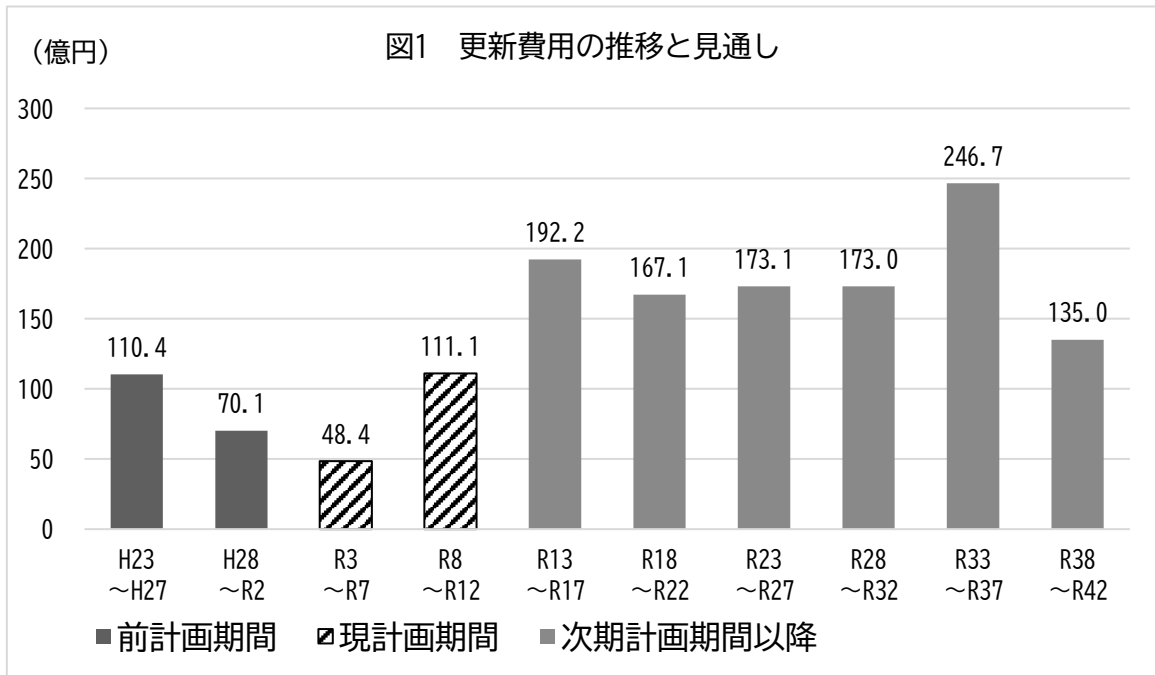
※ 水道料金の網掛けは、県企業庁（県営水道）の単価

※ 順位は昇順（安い順）

6 使用料改定の内容に関するエビデンス

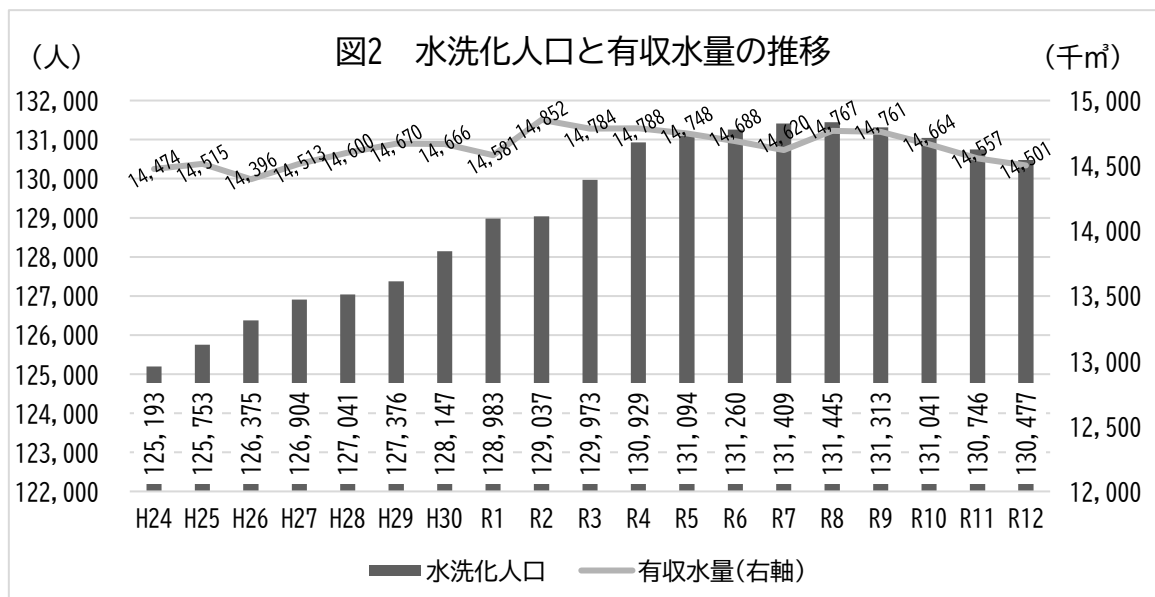
(1) 更新需要の増大

図1に示すとおり、前計画期間（H23～R2）の10年間における更新投資約180億円に対し、現計画期間内（R3～R12）は約160億円と一段落しますが、次期計画期間内（R13～R22）は、その2倍に当たる約359億円の更新投資が必要になります。



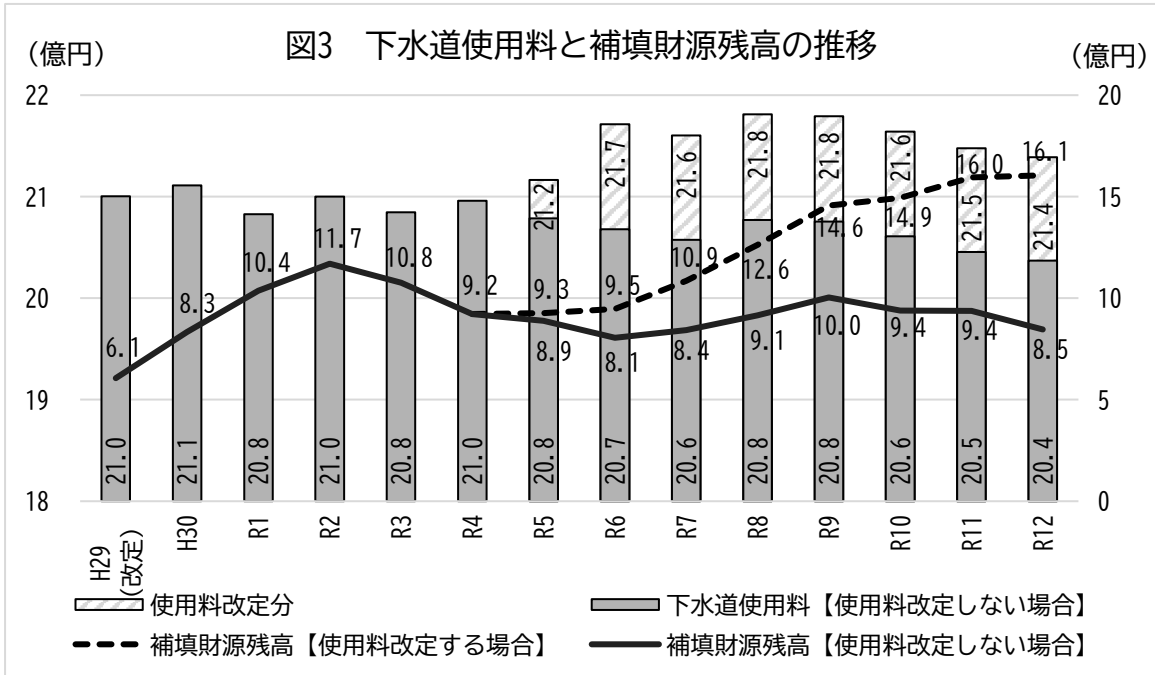
(2) 有収水量の減少

図2に示すとおり、処理区域の拡大や接続率の向上もあり、人口は減少するものの、水洗化人口、有収水量ともに増えてきましたが、今後は、横ばいから減少に転じていく見込みです。



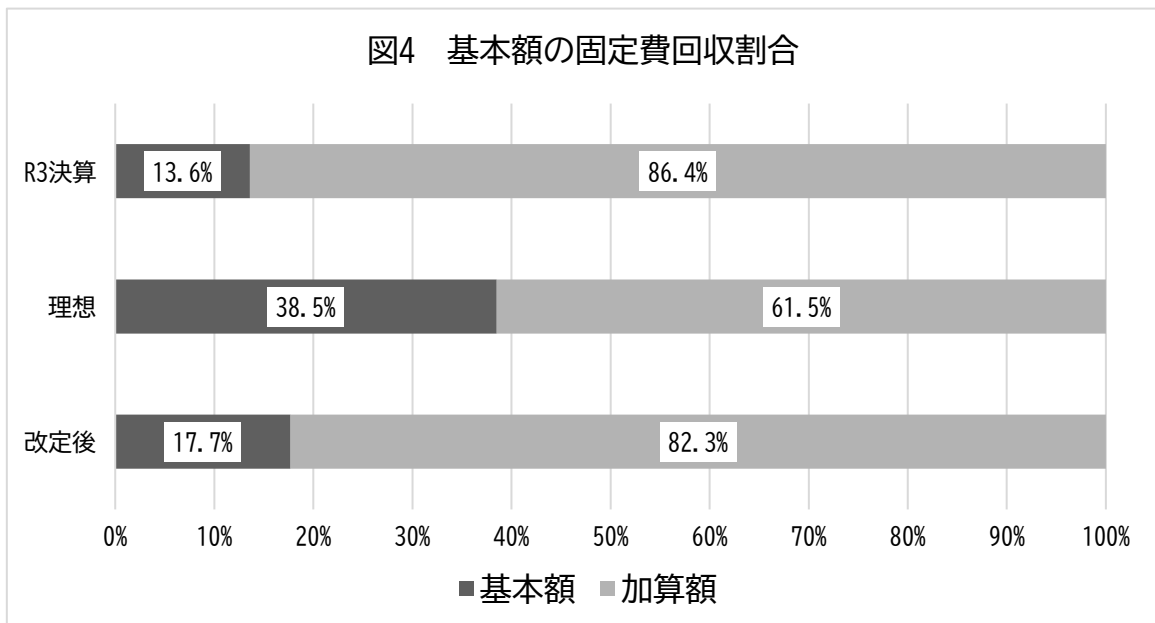
(3) 使用料収入の変化

図3に示すとおり、使用料収入は、前回の使用料改定の翌年の平成30年度をピークに減り続けています。一般会計からの繰入金に支えられていることから、令和12年度までの間に補填財源が底をつくことはありませんが、非常に不安定な経営状態となります。



(4) 基本額

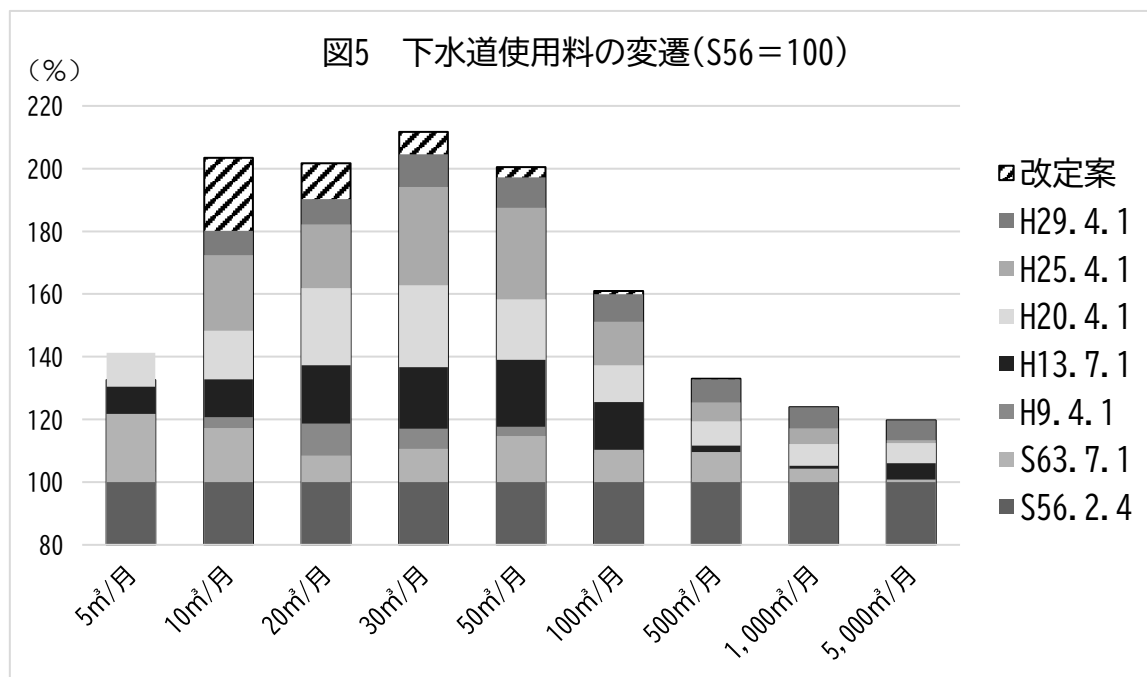
基本額には、固定費を回収する役割がありますが、図4に示すとおり、現行の基本額では、理想とされる水準より 24.9 ポイント低くなっています。改定後は、4.1 ポイント改善する見込みです。



※下水道使用料の基本的考え方（日本下水道協会）に基づき算定

(5) 逡増度

加算額の逡増度が高い（大口の需要者への依存度が高い）使用料体系は、社会経済情勢の変化に影響を受けやすく、経営基盤が弱化するとの指摘があります。図5に示すとおり、100m³/月以上の増額幅が小さいのは、昭和55年度当初の使用料設定が高い逡増度であったことによるものです。



(6) 損益分岐点

図6に示すとおり、本市の使用料単価（その水量における使用料を水量で除した値）が汚水処理原価（1m³当たりの汚水を処理する費用）を上回る水量（損益分岐点）は、41m³/月となります。

また、図7に示すとおり、損益分岐点以下（赤字）で排水されている汚水量（41m³×2月≒80m³以下）は、検針件数の96.0%、有収水量の78.5%を占めています。

これらのことから、本市の下水道使用料は、ごく一部の大口利用者への依存度が高い使用料体系であることがわかります。

図6 県下の主な下水道事業者における使用料単価と汚水処理原価(令和2年度)の関係

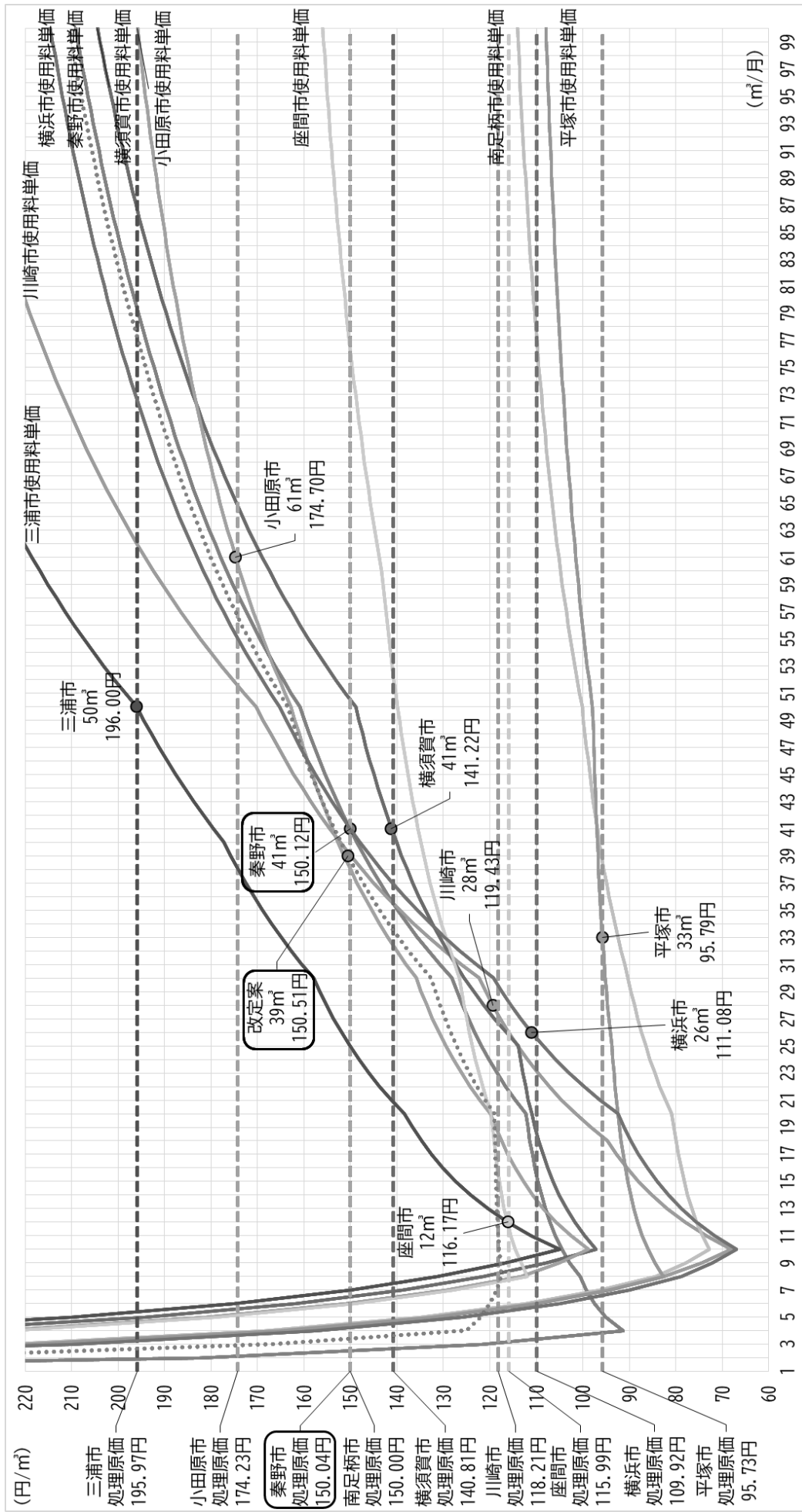
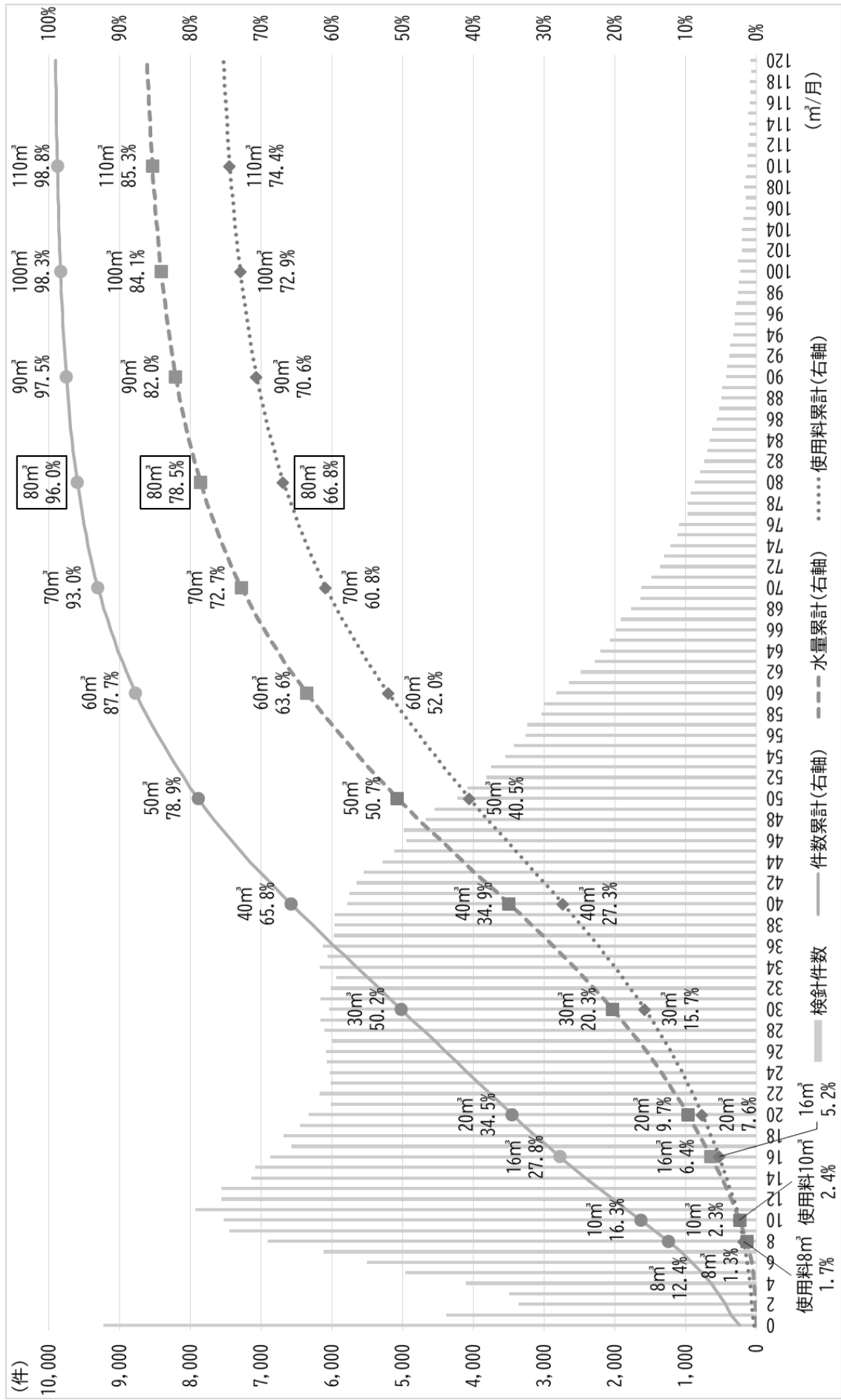


図7 令和3年度使用水量(2か月分)別検針件数等の割合



(7) 基本水量

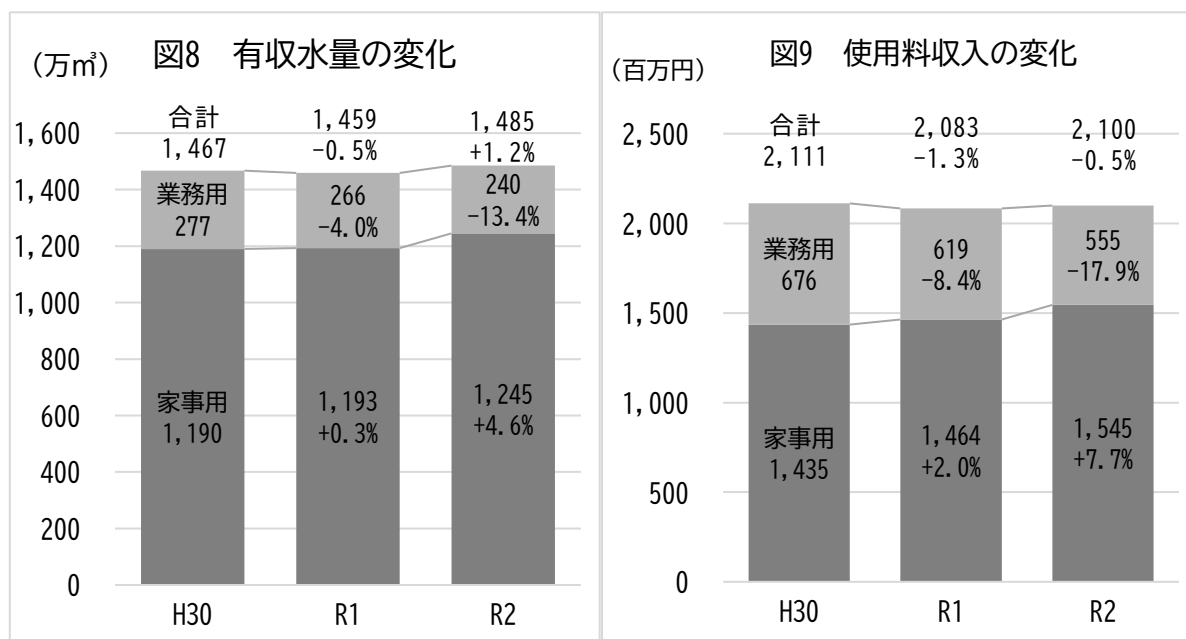
基本水量の範囲において、使用水量にかかわらず使用料が同じとなり不公平が生じることから、（公社）日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的な考え方」においては、「基本水量に満たない使用者に不公平感を抱かせるとの指摘がある」との見解が挙げられています。

こうした中で、本市においては、平成25年4月の使用料改定で基本水量を8 m³から4 m³に引き下げ、使用料制度における不公平感の是正を図りました。

(8) コロナ禍の影響

図8に示すとおり、令和2年度においては、コロナ禍における外出自粛やリモートワークの普及により、家庭での水需要が大きく増えた一方で、経済活動の低下に伴い、業務用の水需要が大きく減少しました。結果として、家庭での需要増が業務用の減を上回り、過去最高の有収水量となりました。しかし、使用料収入は前年度からわずかな増収にとどまったほか、同程度の有収水量であった平成30年度を下回る結果でした。

本市の下水道使用料は、単独処理場を有していることもあり県下では比較的高い設定ですが、基本額の水準の低さや大口の需要者への依存度が高い本市の使用料体系が内包していた課題が、コロナ禍により顕在化する形となりました。





F No. 9・0・0 (甲)

令和4年5月26日

秦野市上下水道審議会

会長 茂庭竹生様

秦野市長 高橋昌和



上下水道料金のあり方について（諮問）

「はだの上下水道ビジョン」の基本理念である「おいしい秦野の水と清らかに輝く名水の里 ひきつごう いつまでも」の実現に欠かせない経営基盤の強化・安定と計画的な施設整備のため、上下水道料金のあり方について、次のとおり諮問します。

（諮問理由及び内容）

本市の上下水道事業は、上下水道料金が年々減少する一方で、高度経済成長期を中心に整備した施設などは、本格的な更新需要を迎えます。

これに加え、コロナ禍により、現行の料金体系の課題が顕在化するなど、今後も厳しい事業環境となる見込みであります。

つきましては、今後も安定的な経営を行うため、望ましい「上下水道料金のあり方」について、御審議くださるようお願いいたします。



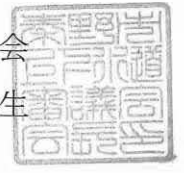
写



令和4年10月11日 類

秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市上下水道審議会
会長 茂庭 竹生



上下水道料金のあり方について（答申）

令和4年5月26日付け FNo.9・0・0（甲）で、当審議会に諮問のありました「上下水道料金のあり方について」、別紙のとおり答申します。

当審議会の答申を十分に尊重され、「はだの上下水道ビジョン」の基本理念である「おいしい秦野の水と清らかに輝く名水の里 ひきつごう いつまでも」の実現に欠かせない経営基盤の強化・安定と計画的な施設整備を着実に進め、持続可能な上下水道事業の運営に努められることを要望します。

答 申 書

1 はじめに

秦野市の水道事業は、高度経済成長期の急増する水需要に対応するため、新設・拡張を重ね、現在は水道普及率が99.89%に到達しています。また、公共下水道事業においても、昭和49年の都市計画決定以降、約40年かけて市街化区域を中心に進めてきた汚水整備は、平成27年度には概ね完了し、水洗化率は92.42%となっています。

そうした中、高度経済成長期以降に整備した施設が大量に更新時期を迎えることに加え、近年の激甚化する自然災害を教訓とした施設の耐震化や浸水対策など、今後は多額の更新等に対する投資が必要となります。

一方で、人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少により、事業収入の根幹である料金収入は年々減少傾向にあり、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増していくことが見込まれています。

このような背景を受け、中長期先を見据えた事業運営を行うため、当審議会の意見を踏まえ、将来にわたる事業の安定性や持続性を示した「はだの上下水道ビジョン」を令和3年3月に策定しました。

このビジョンに基づき、持続可能な上下水道事業に向け、より効率的な事業経営に全力で取り組むとともに、効果的な施設整備を進め、ライフラインとしての責務を果たしていく必要があります。

2 審議の経過

当審議会は、市長から諮問がありました「上下水道料金のあり方」について、次表のとおり4回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてきました。

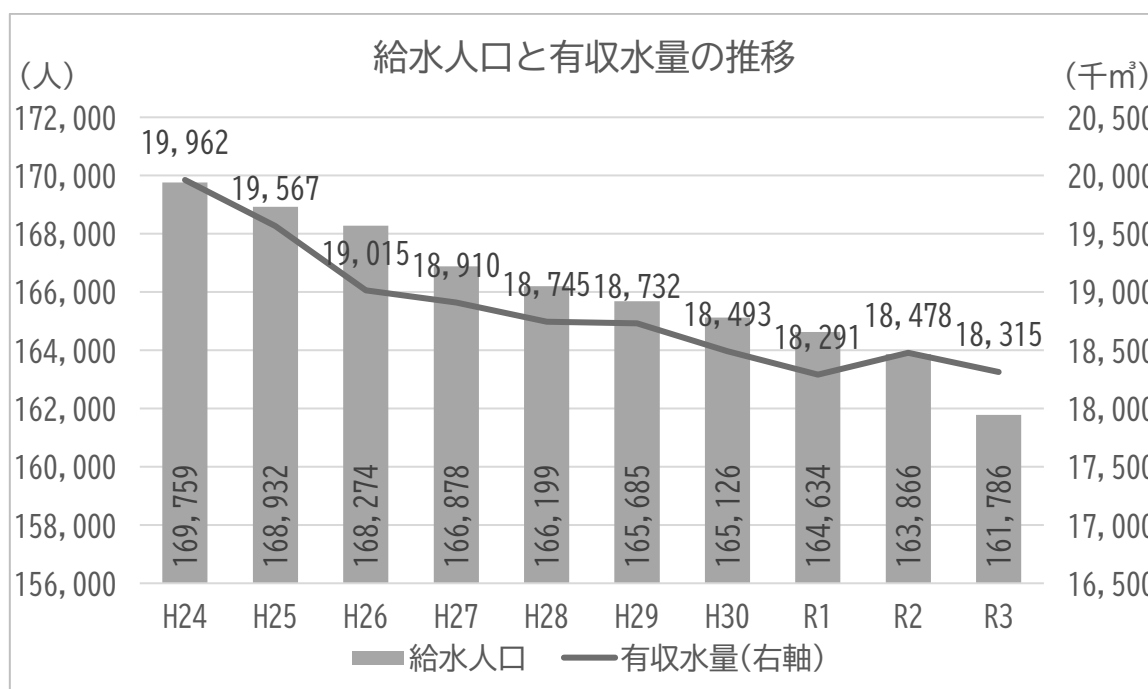
開催日	内容
令和4年 5月26日(木)	<ul style="list-style-type: none">・上下水道料金のあり方について(諮問)・上下水道事業の概要について・上下水道事業の現状及び課題並びに将来の見通しについて・コロナ禍により顕在化した課題及び他の事業体との比較について・自己水率低下の抑制に向けた施設整備計画の変更について

開催日	内容
6月27日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・新水源整備を踏まえた施設整備計画案及び財政計画等について ・料金体系の見直しの方向性について
7月27日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・料金改定シミュレーションの結果について ・改定の施行時期について
8月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案について（書面開催）

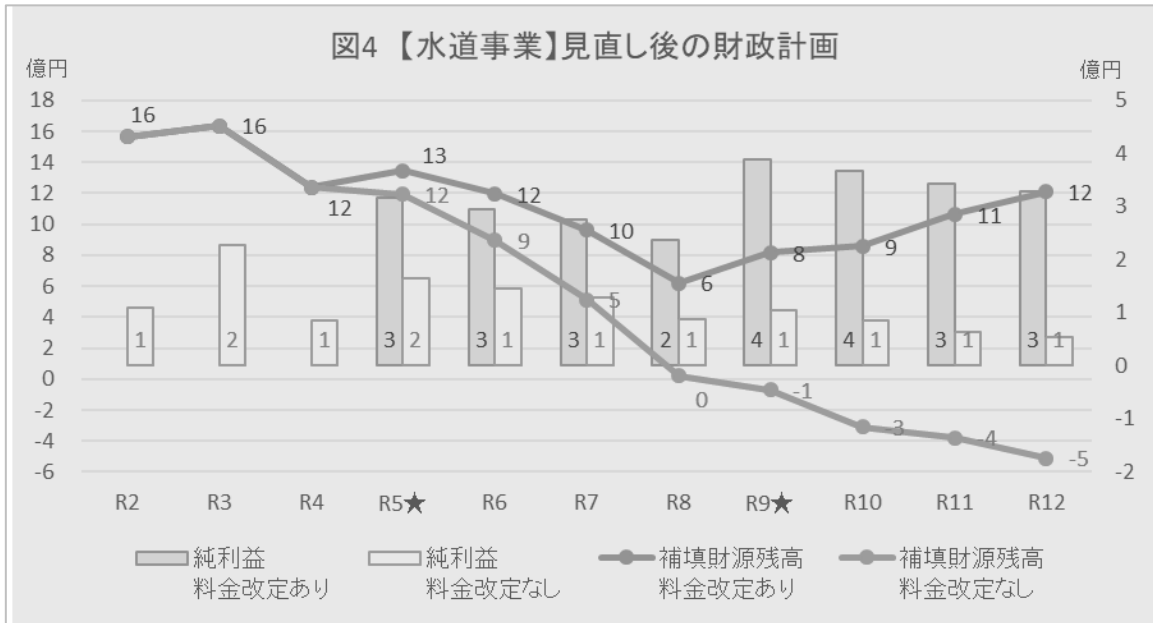
3 秦野市の上下水道事業の現状

(1) 水道事業

次図に示すとおり、人口減少に伴い給水人口も減少を続けています。また、有収水量は、節水型機器や設備の普及、業務用の使用水量の減少から、給水人口の減少を上回るペースで減り続けています。



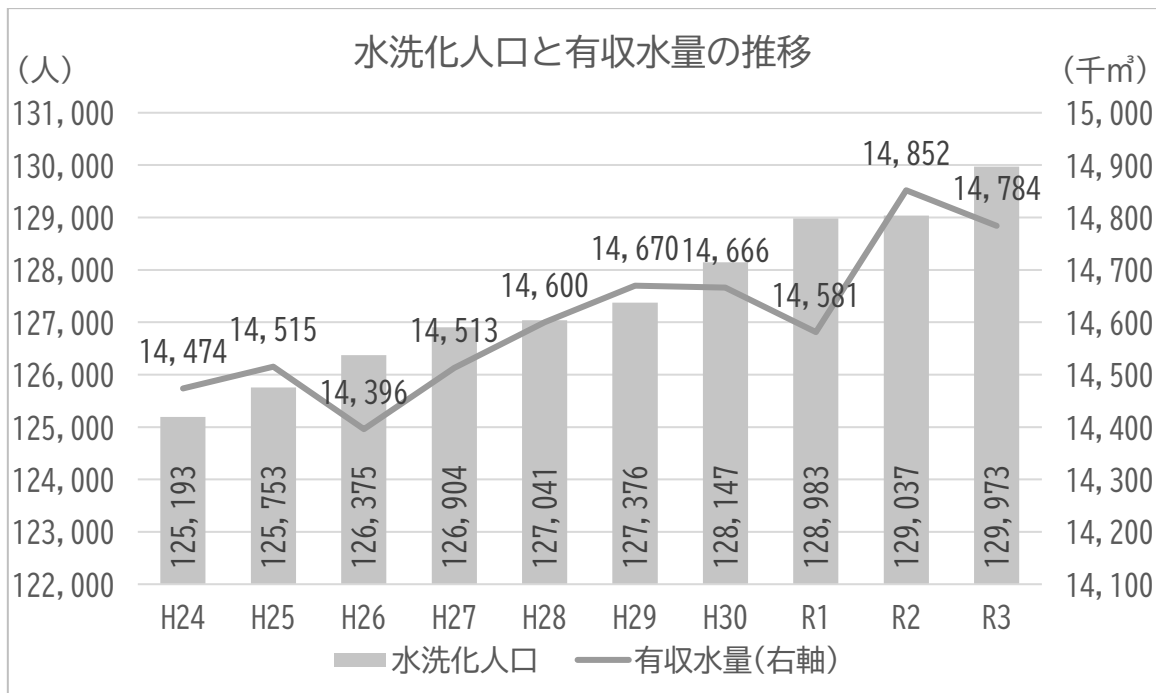
給水収益は、前回の料金改定の翌年の平成29年度をピークに減り続け、次図に示すとおり、現状の料金水準では、令和9年度には、補填財源が底をつく見込みです。



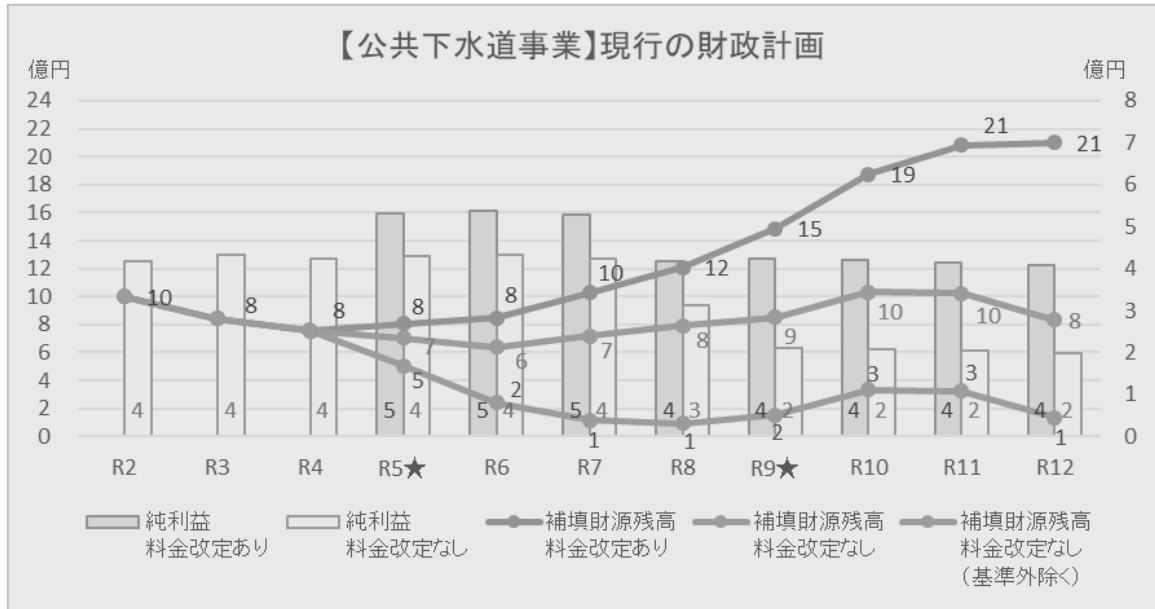
(グラフは第1回審議会資料から抜粋)

(2) 公共下水道事業

次図に示すとおり、処理区域の拡大や接続率の向上もあり、人口は減少するものの、水洗化人口、有収水量ともに増えてきました。しかし、処理区域の整備がほぼ完了した今後は、横ばいから、水道と同様の減少に転じていく見込みです。



使用料収入は、前回の料金改定の翌年の平成30年度をピークに減り続けています。水道事業とは異なり、一般会計からの繰入金に支えられていることから、次図に示すとおり、令和12年度までの間に補填財源が底をつくことはありませんが、非常に不安定な経営状態となります。



(グラフは第1回審議会資料から抜粋)

4 上下水道料金が内包する一般的課題

我が国の経済成長とともに急速に普及した上下水道の料金制度は、ほとんどが基本料金と超過料金で構成される二部料金制ですが、次の三つの一般的な課題を内包しています。

(1) 基本料金の水準の低さ

上下水道料金における基本料金の役割は、減価償却費をはじめとする固定費の回収にあります。しかしながら、上下水道事業の開始時において、家計の負担を抑制するために基本料金が低く設定され、その後改定は繰り返されるものの、家計への配慮から現状の基本料金の水準では、固定費のわずかな部分しか回収できていない水道事業者が数多くあります。

また、水道料金における基本料金は、水を供給するために多くの資本を必要とする大きな口径のメーターの基本料金を高くする「口径別」の基本料金と、家庭用と業務用のように分け、それぞれ一律とする「用途別」の基本料金とに大別されます。近年では、基本料金本来の固定費を回収するという視点から、用途別から口径別の基本料金に移行する水道事業者が多くなっています。

県内には18の末端給水事業者がありますが、令和2年度末現在では、口径別の基本料金を採用しているのは6事業者（33.3%）に留まりません。なお、令和3年7月に横浜市が用途別から口径別の基本料金に移行しています。また、全国的には、1,251の末端給水事業者のうち、806事業者（64.4%）で口径別の基本料金を採用しています。（出典：令和2年度地方公営企業年鑑）

(2) 超過料金における逡増制

独立採算を原則とする地方公営企業においては、基本料金で回収できない固定費は、超過料金に転嫁せざるを得ません。人口の増加による水源の枯渇を抑制する意味もありましたが、ここでも家計への配慮から、使用水量に応じて段階的に料金の単価を設定し、使用水量が多くなるほど単価を高くする逡増制を採用している末端給水事業者がほとんどです。

(1)と合わせてこれらの課題を内包する現在の上下水道の料金体系は、社会経済情勢に左右される業務用の使用水量の影響を受けやすいことは、以前から指摘されていたところです。しかし、人口増加と経済成長が続く中では、潜在的問題とされていましたが、経済成長が止まり、人口が減少していく社会において、施設の老朽化も進む現状では、将来にわたる上下水道事業の安定的な経営に不安を与えることとなります。

(3) 基本水量制

一定の使用水量まで基本料金だけで使用できる基本水量制は、公衆衛生向上の観点から、すべての使用者に対して、最低限の生活用水を平等に確保するという考えから生まれた制度ですが、地方公営企業における料金は、受益と負担のバランスが取れた公平なものでなくてはなりません。基本水量制は、基本水量の範囲において、使用者間の不公平が生じていることから、特に単身世帯が増え続ける現在においては、基本水量を廃止する水道事業者が増えています。

県内の末端給水事業者では、唯一横浜市で令和3年7月に基本水量を廃止しましたが、令和2年度末現在、全国では、1,251の末端給水事業者のうち910事業者（72.7%）で基本水量制を採用しています。

（出典：令和2年度地方公営企業年鑑）

5 秦野市における課題への対応状況

(1) 基本料金

直近では、水道料金は平成28年4月に、下水道使用料は平成29年

4月にそれぞれ料金改定を行い、基本料金、超過料金ともに値上げし、経営基盤の強化を図りました。また、水道料金については、用途別の基本料金から口径別の基本料金へと移行し、課題の一つを解決しています。

しかしながら、令和3年度決算における基本料金による固定費の回収率は、水道事業においては約31%、下水道事業にあつては、約14%であり、まだまだ低い水準にあります。

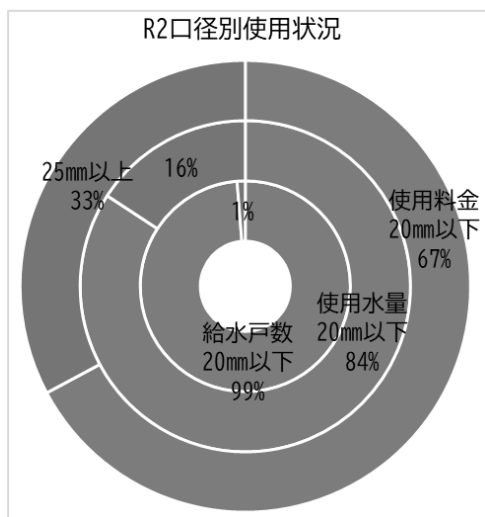
(2) 逓増制

令和2年度においては、コロナ禍により在宅時間が増え、家庭での水道の使用量が大幅に増加しました。その一方では、経済活動の低下により業務用の使用水量は大幅に減少しましたが、トータルでは、家庭用の増加が上回ったことから有収水量は前年より増加しました。このことは、水道事業においては10年ぶりのこととなります。

しかし、水道事業における給水収益は、前年を下回り、また、公共下水道事業における使用料収入も、同程度の有収水量であった平成30年度を下回りました。このことは、水道水を作り、汚水を処理するコストが増えたにもかかわらず、それに見合う収入を得られなかったということの意味します。

コロナ禍の影響により有収水量が増えた現象は、多くの水道事業者に起きたことですが、給水収益は減少してしまった水道事業者には、給水収益の多くを業務用の使用に頼っているという特徴がみられました。

特に秦野市は、次図に示すとおり、ほとんどが業務用に用いられる口径25mm以上のメーターを使用する契約者からの料金が、給水収益の3分の1を占め、コロナ禍において有収水量も収益もともに増加した他の水道事業者と比較すると、その割合は高い傾向にあります。



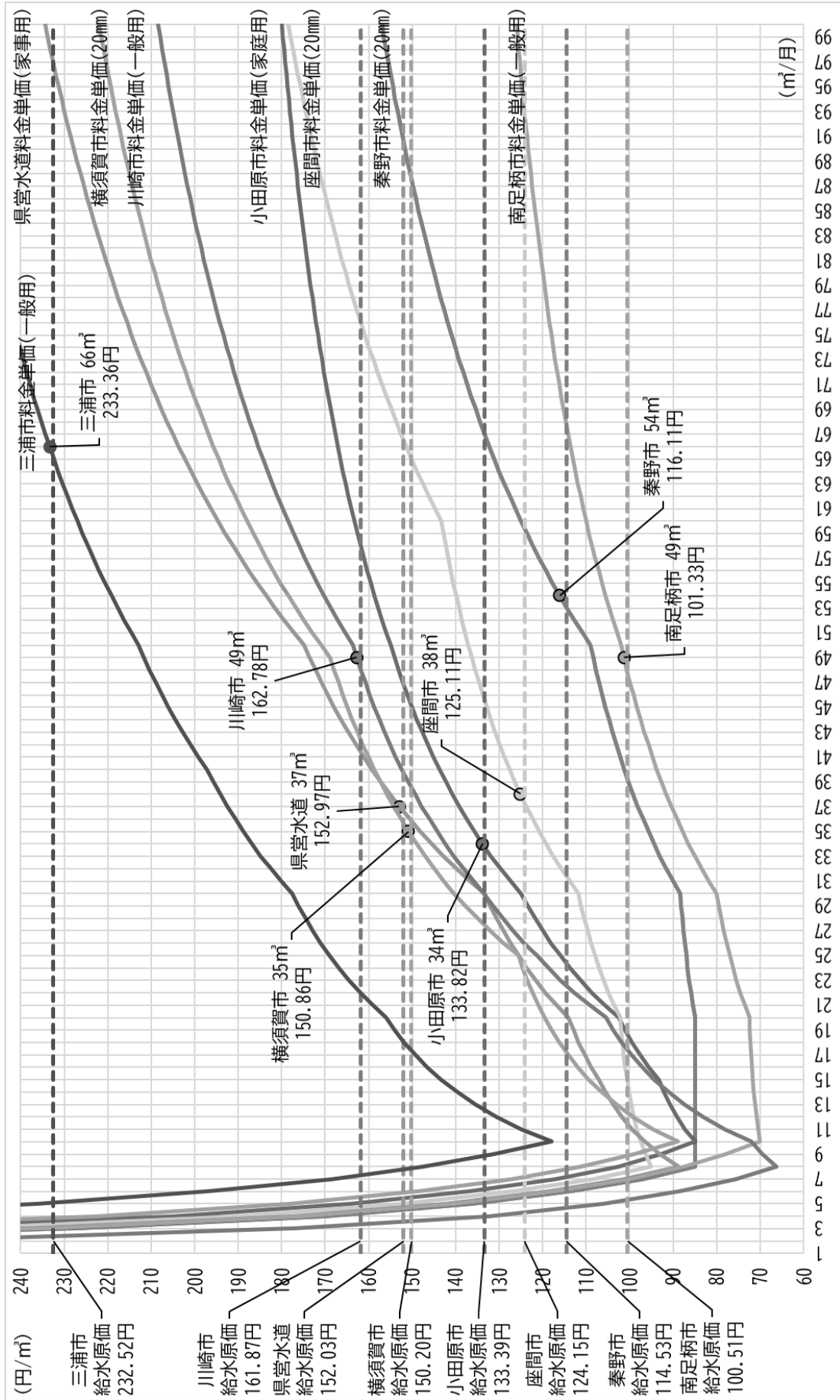
(グラフは第1回審議会資料から抜粋)

また、令和2年度の給水原価（1 m³当たりの水道水を作るための費用）は、114.53円/m³でしたが、料金を使用水量で割った単価がこの原価を超える損益分岐点は、8ページの図に示すとおり、月54 m³となります。

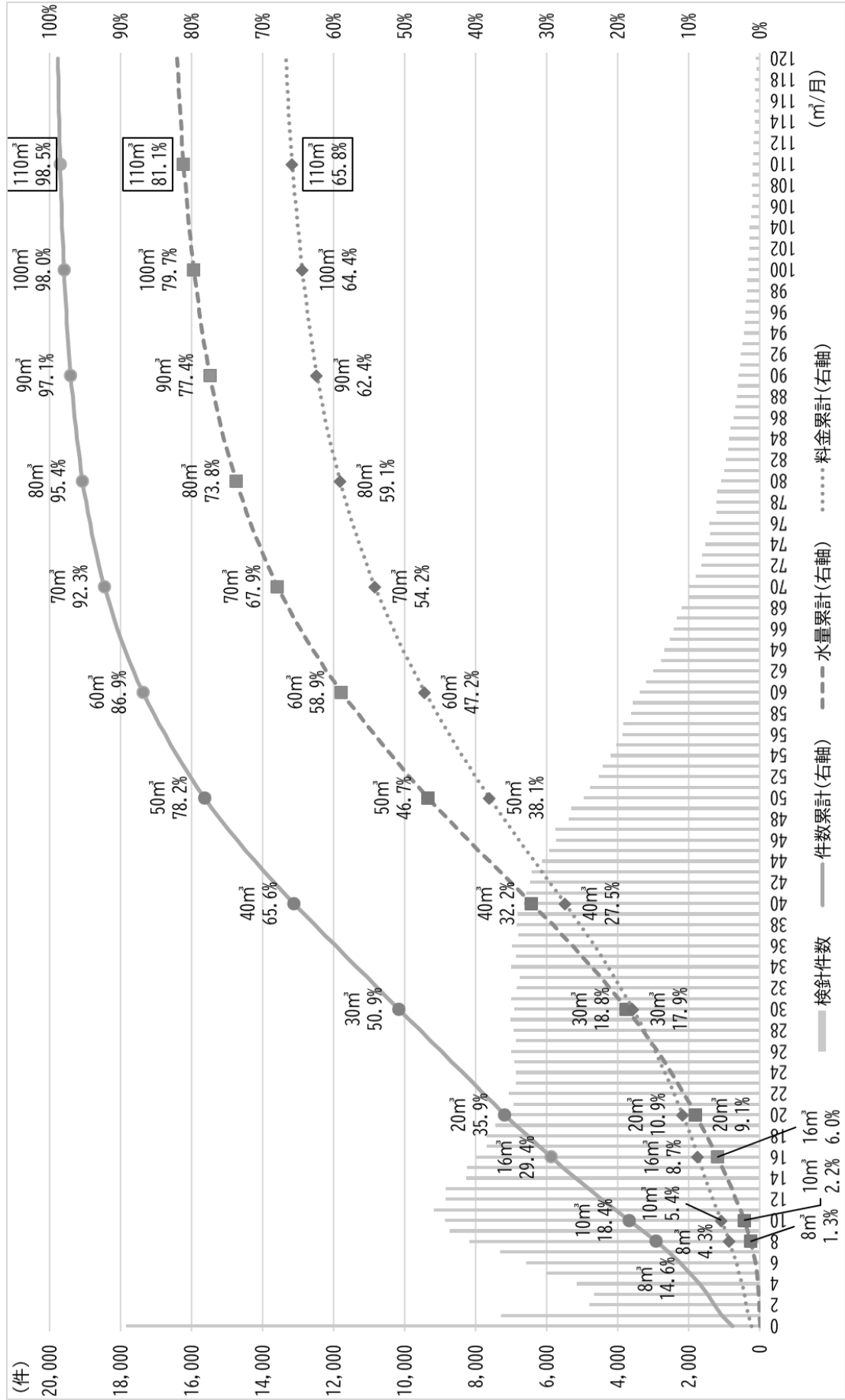
これは、県営水道及び県下の市営水道の中では、2番目に高いものとなりますが、令和3年度の検針結果からみると、9ページの図に示すとおり、98%の検針件数がこの水量（2月分で110 m³）を下回り、また、その使用水量は、全体の約81%を占めています。このことは、98%の契約者に対して供給している81%の水道水は、赤字の価格で提供されており、その赤字は、2%の契約者に供給している19%の水道水から得られる料金収入で解消していることを意味します。

これらのことから、秦野市の水道料金は、相対的には低く抑えられていますが、業務用への依存度が高く、こうした料金体系が持つ課題がコロナ禍により顕在化したことがわかります。

県下の主な水道事業者における料金単価と給水原価(R2)の関係



使用水量(2か月分)別検針件数等の割合(R3水道)



(グラフは第2回審議会資料から抜粋)

(3) 基本水量

秦野市においては、上下水道ともに基本料金に含まれる基本水量は8 m³でしたが、下水道使用料は、平成25年4月の料金改定で基本水量が4 m³に引き下げられました。このことは、料金制度における不公平の是正につながるものであり、評価すべきものですが、このことにより、水道との不均衡が生まれています。

また、この改定時には、基本水量と同時に基本料金の引き下げも行われましたが、公共下水道事業における令和2年度の汚水処理原価（1 m³当たりの汚水を処理するための費用）は、150.04円/m³であり、水道の給水原価よりも高くなります。費用負担の原則からみれば、秦野市における下水道使用料は、同じ水量であれば水道料金よりも高いものでなければなりません。月6 m³までは低くなってしまいう逆転現象が起きています。

6 上下水道料金のあり方

(1) 料金体系の見直しの方向性等

現状や課題を踏まえると、今回の改定は、水道事業は「更新時代においても安定的経営を維持するための改定」、公共下水道事業は「更新時代を迎えるまでに安定的経営を目指すための改定」であり、また、増収を図るとともに社会経済状況の変化に左右されにくい料金体系へと移行していくため、以下の3つの視点から見直すこととしました。

ア 基本料金による固定費の回収率向上

イ 基本水量制のあり方（継続、廃止、水量変更）

ウ 逡増性の緩和

なお、これらの視点から検討した結果、コロナ化が収束せず、物価高騰もあることから、あらゆる契約者の料金に激変を招くことのないよう配慮し、今回の見直しが将来にわたり望ましい料金体系を構築していくための段階的なものとして整理し、事業収入の安定化を目的とした「基本料金による固定費の回収率向上」に重きを置いた見直しとしました。

(2) 料金改定案

ア 改定率

市民生活や市内経済はコロナ禍からの復調段階であるとともに、昨今の物価高の状況から、市民に求める負担は最小限としながらも、事業の安定性や持続性を確保するためには、財政計画に定めた「水道料

金は平均7%を上限」、「下水道使用料は平均5%を上限」とする引上げが妥当であると考えます。なお、改定案はウに示すとおりです。

イ 改定時期

上下水道事業の経営状況や将来見通し、及び事業計画（財政計画及び施設整備計画）並びに既に2年間改定時期が引き延ばされてきたことを踏まえ、令和5年4月からの引上げが望ましいと考えます。

ただし、附帯意見を参照して下さい。

ウ 改定案

(ア) 水道料金（下線部が改定箇所）

用途・区分				現行		改定案		
				水量	料金	水量	料金	
一 般 用	基 本 料 金	メ ー タ ー の 口 径	13mm	<u>8 m³以下</u>	<u>680 円</u>	<u>4 m³以下</u>	<u>760 円</u>	
			20mm		<u>680 円</u>		<u>780 円</u>	
			25mm		<u>1,110 円</u>		<u>1,210 円</u>	
			40mm		<u>2,880 円</u>		<u>2,980 円</u>	
			50mm		<u>5,180 円</u>		<u>5,280 円</u>	
			75mm		<u>11,600 円</u>		<u>11,700 円</u>	
			100mm		<u>18,800 円</u>		<u>18,900 円</u>	
			150mm		<u>38,800 円</u>		<u>38,900 円</u>	
			200mm		<u>59,000 円</u>		<u>59,100 円</u>	
			超 過 料 金 (1 m ³ につき)					<u>5~8 m³</u>
9~20 m ³	85 円	9~20 m ³						85 円
21~30 m ³	95 円	21~30 m ³						95 円
31~50 m ³	140 円	31~50 m ³						140 円
51~100 m ³	205 円	51~100 m ³						205 円
101~500 m ³	225 円	101~500 m ³						225 円
501 m ³ 以上	245 円	501 m ³ 以上						245 円
農 業 用	基本料金		一般用と同じ		一般用と同じ			
	超過料金 (1 m ³ につき)		<u>9~50 m³</u>	一般用と同じ	<u>5~50 m³</u>	一般用と同じ		
			51 m ³ 以上	170 円	51 m ³ 以上	170 円		
臨 時 用	基本 料金	メー ター 全 口 径	<u>8 m³以下</u>	<u>2,200 円</u>	<u>4 m³以下</u>	<u>2,300 円</u>		
	超過料金 (1 m ³ につき)		<u>9 m³以上</u>	415 円	<u>5 m³以上</u>	415 円		

(一か月当たり税抜き額)

(イ) 下水道使用料 (下線部が改定箇所)

用途・区分		排水量	使用料	
			現行	改定案
一般 汚 水	基本料金	4 m ³ 以下	<u>365 円</u>	<u>500 円</u>
	超過料金 (1 m ³ につき)	5～8 m ³	110 円	110 円
		9～20 m ³	120 円	120 円
		21～30 m ³	160 円	160 円
		31～50 m ³	210 円	210 円
		51～75 m ³	255 円	255 円
		76～100 m ³	260 円	260 円
		101～500 m ³	270 円	270 円
		501～3,000 m ³	280 円	280 円
		3,001 m ³ 以上	290 円	290 円
特 定 汚 水	基本料金	4 m ³ 以下	<u>365 円</u>	<u>500 円</u>
	超過料金 (1 m ³ につき)	5～8 m ³	110 円	110 円
		9～20 m ³	120 円	120 円
		21～30 m ³	160 円	160 円
		31～50 m ³	210 円	210 円
		51～75 m ³	255 円	255 円
		76～100 m ³	260 円	260 円
		101～500 m ³	270 円	270 円
		501 m ³ 以上	225 円	225 円
公衆 浴場 汚水	基本料金	100 m ³ 以下	<u>2,310 円</u>	<u>2,445 円</u>
	超過料金 (1 m ³ につき)	101 m ³ 以上	20 円	20 円

(一か月当たり税抜き額)

7 附帯意見

- (1) 上下水道料金の改定は、市民負担の増加を求めるものであり、市民の理解と同意が得られるよう、値上げの必要性について十分に説明責任を果たすことを要望します。
- (2) 今回の同時改定は、令和3年3月に策定した「はだの上下水道ビジョ

ン」で既に公表しており、当審議会においても改定の必要性を十分に理解したうえで議論を進めてきました。

しかしながら、現在、長期化するコロナ禍に加え、ウクライナ情勢、或いは円安等の影響により、光熱費、食品、生活用品、原材料費など、様々な物価が高騰している状況にあり、市民生活や市内経済は、今まさにこの問題に直面しています。

このような状況下であっても、公共下水道事業の経営基盤は、令和3年度決算においても一般会計からのいわゆる基準外の繰入金を受取るなど、未だ脆弱であることから、下水道使用料は令和5年4月に改定すべきと考えます。しかし、比較的安定的な経営基盤を維持している水道事業は、若干の時間的余裕を持たせる余地があることも考えられます。

前回までとは異なり、上下水道局として組織が統合され、統一的な視点を持った改定であり、一体的に議会において審議することは必要ですが、水道料金の改定時期については、委員の中でも意見が分かれるところであり、あらためて財政計画の内容を精査し、事業経営に支障のない範囲で、事業管理者において慎重に判断されることを意見として附します。

議案第53号 秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新				旧			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
区分		排水量	使用料	区分		排水量	使用料
一般 汚水	基本額	4立方メートル以下の分	<u>500円</u>	一般 汚水	基本額	4立方メートル以下の分	<u>365円</u>
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
公衆 浴場 汚水	基本額	100立方メートルまでの分	<u>2,445円</u>	公衆 浴場 汚水	基本額	100立方メートルまでの分	<u>2,310円</u>
	(略)				(略)		
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。 (新旧使用料の区分に係る市長による算定)</p> <p>2 この条例の施行の日以後最初に行われる下水道使用料の算定については、市長の定めるところによる。</p>							